

京都府留置施設視察委員会に係る事務の取扱いについて（通達）

制定 平成29. 1. 10 例規留第1号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成29年1月10日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により置かれた京都府留置施設視察委員会（以下「視察委員会」という。）に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委員の候補者の上申

(1) 留置管理課長は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものを、視察委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者として、上申書（別記様式第1号）により、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

ア 心身ともに健康で、委員としての職務の遂行に支障がないこと。

イ 被留置者又はその親族でないこと。

ウ 被留置者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人でないこと。

エ 留置施設における措置等を理由として被留置者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人でないこと。

オ 都道府県警察の職員又はその親族でないこと。

カ 都道府県警察の職員であった者でないこと。

キ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

(2) 留置管理課長は、前記2の(1)の上申に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

3 委員の解任の上申

留置管理課長は、委員に委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があると認めるときは、当該委員の解任を、解任上申書（別記様式第2号）により、公安委員会に上申するものとする。

4 視察委員会との連携

(1) 留置管理課長は、視察委員会の運営がその設置の趣旨に沿って行われるよう、委員

との連携に配慮するものとする。

- (2) 留置管理課長は、部下職員を視察委員会の会議に出席させる必要があると認めるときは、視察委員会の了承を得て出席させるものとする。

## 5 報告

- (1) 留置業務管理者（被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号）第2条第5号に規定する留置業務管理者をいう。）は、視察委員会の意見及びこれを受けて講じた措置（措置を講じなかったときは、その理由）について、警察本部長に報告（留置管理課長経由）するものとする。
- (2) 留置管理課長は、視察委員会の会議が開催される都度、その結果を警察本部長に報告するものとする。

## 6 助言

留置管理課長は、視察委員会の運営について相談があったときは、必要な助言を行うものとする。

別記

様式第1号

上 申 書 (表)

ふりがな		生年月日 (年齢)	性 別
氏 名		年 月 日 ( 歳)	男・女
職 業 (役職等)			
現住所	電話 ( )		
<p>上記の者を、京都府留置施設視察委員会の委員の候補者として、上申します。</p> <p>年 月 日</p> <p>京都府公安委員会 殿</p> <p>京都府警察本部総務部留置管理課長</p>			

(裏)

年 月 日	経 歴 (ボランティアとしての活動歴等を含む。)
上 申 理 由	
備 考	

# 解 任 上 申 書

ふりがな		生 年 月 日	性 別
氏 名		年 月 日	男・女
現 住 所			
解任の事由に 該当すると認め られる理由			
<p>上記の者について、京都府留置施設視察委員会の委員の解任の事由があると認められますので、解任を上申します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">京都府警察本部総務部留置管理課長</p>			